

令和2年3月19日

横浜市 市長 林 文子 殿
横浜市教育委員会教育長 鯉渕 信也 殿
(参考送付先)
神奈川県公安委員会委員長 草壁 悟朗 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所、市町村、警察、学校等が情報共有し連携して活動することを求める要望書

1 児童相談所(児相)を設置する神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の知事、市長に対してましては、東京都目黒区結愛ちゃん事件、千葉県野田市心愛さん事件等児相が警察と情報共有しないまま救えるはずの命を救うことができなかつた多くの事件を教訓として、児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を実現していただきたい旨お願い申し上げます。これまで、神奈川県内の児童相談所を設置する自治体である、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市には受け入れていただきましたが、横浜市にのみまだ受け入れていただいております。

現時点で神奈川県や川崎市をはじめとして全国の半数近くの道府県・政令市で、児童相談所と警察の全件共有と連携しての活動が実現、ないしは実現予定するに至り、また、本日父親に判決が出されました千葉県野田市心愛さん虐待死事件を受け、昨年5月に出された文科省の「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷事案は警察に連絡するよう定められるなど、全国的には関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

これまで横浜市では、児童相談所が案件を抱え込み警察と情報共有も連携もせず虐待死等重篤な事態に至らしめた事件を多数引き起こしているにもかかわらず、いまだ児童相談所はごく一部しか警察との情報共有をせず、案件を抱え込んだままです。2019年1月に横浜市の担当部長、担当課長、児童相談所所長に直接面談しお願いしたところ、一旦は受け入れていただきました。しかしその後何度連絡してもお返事すらいただけず、いまだ拒否されております。

このままでは、全国的な流れに反し、横浜市は児童相談所と警察が連携して

いれば救えるはずの命を救えなかった多くの事件の教訓を全く生かすことなく、再び同様の事件を起こしてしまうことになりかねません。

2 そこで、横浜市におかれましては、既に全件共有と連携しての活動に取り組んでいる多くの自治体にならい、下記の事項に知り組んでいただくよう要望いたします。

特に①は必須です。どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら、警察が知らされないままでは、警察が110番通報、DV対応、迷子・家出少年の保護等の日常の警察活動で虐待家庭や被害児童に接しても、虐待を見逃し子どもたちを救うことができず、最悪虐待死に至らしめてしまいます。東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件はまさにそういう事件です。

家庭という密室で逃げることも助けを求めることもできずに虐待を受けている子どもたちは、児童相談所だけに助けてほしいなどと望んでいません。暴力被害に遭った大人がそうであるように、警察にも、というよりも、警察にこそ助けてほしいと願っているのです。しかしながら、どこに虐待されている子どもがいるかという情報すら警察に提供しない横浜市の対応は、「きみたちは、警察に助けられなくていいんだよ。」と言っているのに等しいのです。

また、教育委員会、学校には上記文科省の手引きの遵守をお願いいたします。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、威嚇的言動、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が否定するものを含む)がある場合、新たな同居人等の出現、ネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じるおそれがあると認められる場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る110番通報その他の情報提供がなされた場合、DV事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置するとともに、対応した状況を速やかに児相、市町村に通報する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。

⑦ 教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する。

⑧ 児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じた適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

ことを要望いたします。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになるのです。

どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士)650-0024 神戸市中央区海岸通5番地神戸商船三井ビル 306号室 後藤コンプライアンス法律事務所内 tel 078-335-8215 fax 078-335-8216 kgoto@ab.auone-net.jp
<http://www.thinkkids.jp/> <https://facebook.com/thinkkidsjp>